

「緊急事態宣言」発令に伴う対応について

2021年8月21日（土）

2021年8月20日付で茨城県に「緊急事態宣言」が発令されました。当ゴルフ場に於いては、まん延防止で講じた下記の対応を緊急事態宣言期間まで延長する事と致しますので、同伴者の方々等にご周知頂き、ご理解ご協力くださいます様、宜しくお願い申し上げます。

●期間●

2021年8月8日（日）～2021年9月12日（日）（延長）

① アルコール類の提供について

レストラン、コース売店でのアルコール類の提供・販売は終日停止させていただきます。

アルコール類の持ち込みも禁止させていただきます。

② 感染防止対策の強化により浴槽のご利用を中止し、シャワーのみのご利用となっております。

常陽カントリー倶楽部